

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：北海道博物館
(電話011-898-0456)

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
1	北海道立総合博物館条例	第8条、第9条	利用の承認	未設定イ	1日	
2	〃	第11条第6項	利用料金の減免	未設定イ	1日	
3	〃	第12条	開拓の村建物等の使用の承認	未設定イ	2日	
4	〃	第13条	特別観覧等の承認	設定	2日	
5	〃	第15条	模写品等の刊行等の承認	設定	4日(2日)	
6	〃	第16条	資料の貸出しの承認	設定	2日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考 考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例
根拠条項	第8条、第9条
許認可等の種類	利用の承認
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例> (利用の承認)</p> <p>第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用（別表第2に掲げる場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 北海道百年記念塔前駐車場 (2) 北海道開拓の村前駐車場</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。</p> <p>(利用の承認の基準)</p> <p>第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。 (2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。</p>
審査基準	要件は上記法令に明示
標準処理期間	総期間 1日・丹(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 1日・丹(一財)北海道歴史文化財団
処分担当課	指定管理者: 一般財団法人北海道歴史文化財団 (電話番号: 011-898-2692)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例	
根拠条項	第11条第6項	
許認可等の種類	利用料金の減免	
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例></p> <p>第11条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。</p> <p>5 指定管理者は、既に收受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p><北海道立総合博物館管理規則></p> <p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。</p> <p>ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員</p> <p>イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定することの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者</p> <p>ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）</p> <p>エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者</p> <p>オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者</p> <p>カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者</p> <p>キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者</p> <p>ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標榜する医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者</p> <p>コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者</p> <p>サ 65歳以上の者</p> <p>シ その他知事があらかじめ掲げる者に準ずると認める者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。</p> <p>ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。</p> <p>イ その他知事が必要と認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。</p>	
審査基準	要件は上記法令に明示	
標準処理期間	総期間	1日・丹（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月（ ）
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	1日・丹（（一財）北海道歴史文化財団）
処分担当課	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団	（電話番号：011-898-2692）
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	（公表アドレス： http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/ ）	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例		
根拠条項	第12条		
許認可等の種類	開拓の村建物等の使用の承認		
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例> (開拓の村建物等の使用の承認等) 第12条 開拓の村建物等（開拓の村の建物（管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。）及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）並びに入口広場をいう。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。 3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。開拓の村建物等（開拓の村の建物（管理棟（ホールを除く。）を除く。）及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等（以下「展示建造物等」という。）並びに入口広場をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>		
審査基準	要件は上記法令に明示		
標準処理期間	総期間	2日・丹（注：休日は含まない。）	
	経由機関	日・月（ ）	
	協議機関	日・月（ ）	
	処分機関	2日・丹（(一財)北海道歴史文化財団）	
処分担当課	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団（電話番号：011-898-2692）		
申請先	同上		
問い合わせ先	同上		
備考	（公表アドレス： http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/ ）		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例	
根拠条項	第13条	
許認可等の種類	特別観覧等の承認	
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例> (特別観覧等の承認)</p> <p>第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写（以下「特別観覧」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写（以下これらを「特別利用」という。）を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p><北海道立総合博物館管理規則> (特別観覧の承認)</p> <p>第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。</p>	
審査基準	<p>次の各号の基準に該当する場合は、特別観覧等の承認をしない。</p> <p>1 特別観覧等の目的が総合博物館の設置目的に反するとき。</p> <p>2 特別観覧等により本館資料等に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>3 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき。</p> <p>4 その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。</p>	
標準処理期間	総期間	2日・丹（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月（ ）
	協議機関	日・月（ ）
	処分機関	2日・丹（北海道博物館 ）
		2日・丹（(一財)北海道歴史文化財団）
処分担当課	北海道博物館学芸部博物館基盤G 指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団	(電話番号：011-898-0456) (電話番号：011-898-2692)
申請先	同上	
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス： http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例	
根拠条項	第15条	
許認可等の種類	模写品等の刊行等の承認	
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例> (模写品等の刊行等の承認) 第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。</p> <p><北海道立総合博物館管理規則> (模写品等の刊行等の承認) 第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。 2 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。</p>	
審査基準	<p>次の各号の基準に該当する場合は、模写品等の刊行等の承認をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用目的が総合博物館の設置目的に反するとき。 2 本館資料等を模写し、模造し、撮影し、又は複写する過程において、本館資料等に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき。 3 刊行等が社会通念上好ましくないと認められるとき。 4 著作権保護期間内の本館資料等に係る著作権者の承認を証明出来る書類が添付されていないとき。 5 次の事項において事前に申請者の承諾が得られないとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請の目的以外に使用しないこと。 (2) 無断で本館資料等の展示状態の変更を行わないこと。 (3) 使用に際しては「北海道博物館所蔵」の旨明記すること。 (4) 刊行物、複製品等の発表作品2点を記念館に寄贈すること。 (5) プライバシーに配慮すること。 6 その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。 	
標準処理期間	総期間	4日・月(注: 休日は含まない。)
	経由機関	2日・月((一財)北海道歴史文化財団)
	協議機関	日・月()
	処分機関	2日・月(北海道博物館)
処分担当課	北海道博物館学芸部博物館基盤G	(電話番号: 011-898-0456)
申請先	北海道博物館学芸部博物館基盤G 指定管理者: 一般財団法人北海道歴史文化財団	(電話番号: 011-898-0456) (電話番号: 011-898-2692)
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス: http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/)	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道立総合博物館条例	
根拠条項	第16条	
許認可等の種類	資料の貸出しの承認	
法令の定め	<p><北海道立総合博物館条例> (資料の貸出しの承認)</p> <p>第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。</p> <p><北海道立総合博物館管理規則> (本館資料の貸出しの承認)</p> <p>第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長</p> <p>(2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館の長</p> <p>(3) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館の長</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長</p> <p>(5) その他知事が適当と認める者</p> <p>3 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。</p>	
審査基準	要件は上記法令に明示	
標準処理期間	総期間	2日・丹(注:休日は含まない。)
	経由機関	日・月()
	協議機関	日・月()
	処分機関	2日・丹(北海道博物館)
		2日・丹((一財)北海道歴史文化財団)
処分担当課	北海道博物館学芸部博物館基盤G 指定管理者:一般財団法人北海道歴史文化財団	(電話番号:011-898-0456) (電話番号:011-898-2692)
申請先	北海道博物館学芸部博物館基盤G 指定管理者:一般財団法人北海道歴史文化財団	(電話番号:011-898-0456) (電話番号:011-898-2692)
問い合わせ先	同上	
備考	(公表アドレス:http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/)	